

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 2 3 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年11月4日午前10時30分頃、日立市□□□町□□□□
□□□□番□地先市道532号路上において、路面が陥没していたため、
日立市□□町□丁目□□番□□号□□□□氏の所有する自動車が走行し
た際、左側前輪及び後輪がこれに落輪し、当該自動車に物損を与えたの
で、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金271,700円